

関市立富野中学校いじめ防止基本方針

【はじめに】

いじめは、いじめを受けた児童生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。ここに定める「関市立富野中学校いじめ防止基本方針」は、生徒の尊厳を保持する目的の下、家庭や地域、その他の関係者と連携し、いじめ問題の克服にむけて取り組むよう、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第12条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものです。

1 いじめの問題に関する基本的な考え方

(1) 定義

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」とする。（いじめ防止対策推進法第2条）

上記されているものは、国の法律（平成18年度からの定義）により規定されているいじめの定義です。簡単に言えば、「いじめ」とは、「集団や個人を問わず、一方的に殴る蹴るなどの身体的及び、悪口や仲間外れなどの精神的な苦痛を与えるなど、相手が「いじめ」と感じたもの」という事になります。ですからニックネームやあだ名で人を呼ぶ時も、呼ばれる本人が不快に思い、いじめと判断した場合にはいじめとなります。こうしたことを指導する側の教師だけではなく、生徒たち自身も十分に理解しておく必要があるのです。

さらに、けんかやふざけ合い、からかいも、いじめにつながる場合も想定し、当事者の立場が入れ替わっても、遊びとして成立するかを判断し、対処していく必要があります。**普段から生徒に寄り添い、観察する体制を整えることが重要です。**「いじめ」の中には、先に述べたように犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

(2) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめ防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校にも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

(3) 富野中学校としての構え

- ・上記基本認識に基づき、学校は、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題の対処を行い、生徒を守る。
- ・学校を中心とし、関係諸機関が協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、生徒一人一人を大切にす教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、家庭と連携を図りながら見届ける。（最低三カ月間の見届け）

2 いじめ未然防止のための取組

(1) 魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等）

- ・全ての生徒が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。（教師主導の事情から脱却する）
- ・全ての生徒が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係を作ることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより、生徒会活動等でも適時取り上げ、生徒自らが主体的に問題解決に取り組むよう指導する。生徒会による「富野中人権宣言」の確認や定期的な見直しを行うとともに、全校集会や学校だより等で、人権に関する話や、善い行い等を紹介するなど、人権に関する意識の高揚を目指す。
- ・学校教育全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや、人を傷つけることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に自分の居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。
- ・全ての生徒が担任以外の学校職員の中からマイサポーターを一人決め、日常的に会話をしたり、必要に応じて個人的に時間をとって話したりすることを通して、心の安定を図ることができるようにする。

富野中学校 人権宣言

<前文>

富野中学校の誰もが笑顔で楽しく学校生活を送るために、以下のことを宣言します。

<宣言>

第1条 『いつでも、どこでも、誰にでも』

元気な挨拶をし、返します。

第2条 誰とでも仲良く生活します。

第3条 仲間のことを思い、呼びかけ、応えます。

第4条 相手や場に応じた言動をとります。

第5条 SNS などを使うときは、ルールやマナーを守ります。

私たちは、自分の命・仲間の命を大切にし、富野中人権宣言を意識して生活します。

平成21年3月 2日制定

令和2年 2月 17日改訂

令和4年 10月 24日改訂

関市立富野中学校生徒会

(2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや苦しみを理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、生徒一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自立の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
- ・ボランティアカードに自分が取り組んだボランティア活動を記録してキャリアパスポートファイルに残すことで、自分自身の行動を振り返るとともに、活動に取り組んだことで学んだことや感じたことを日常生活に生かし、望ましい姿を実践しようとする意識と行動力を高める。
- ・中濃特別支援学校との交流を通して、障がい者に対しての偏見や差別等、人権にかかわる諸問題を理解し、人間尊重の精神に則った社会の実現に向けての意欲を高める。
- ・響きあいの日の意味を理解し、命の大切さ、人権を守ることの意義など、学級で十分話し合い、全校で交流することで、意識の向上を図る。
- ・富野中学校伝統を引き継ぐ会で、先輩たちの思いを知り、本校の伝統として人権を尊重することや、仲間を大切にするものの意義を理解し、上級生としての意識をもたせる。

(3) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ・学校における教育活動全体において、以下の3点を留意した指導を充実する。
 - ① 生徒に自己存在感を与える
 - ② 共感的な人間関係を育成する
 - ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取り扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について生徒会が企画・運営する生徒間での話し合いやPTA、地域の方も交えた交流会など、自治的な活動の充実を図る。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、毎朝夕の校門指導など日常的な声かけ、チェックシートの活用、毎月のアンケート（記名式・無記名式）の実施等、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、休み時間や掃除など、授業以外の時間も極力生徒に寄り添い、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行うとともに、スクールカウンセラーやスクール相談員等の役割を明確にし、協力体制を整える。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にして教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ、信頼関係が築けるように日常から生徒理解を図るように努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって生徒の相談に当たる。
- ・生徒の変化に組織的に対応できるようにするため、毎週の打合せで行う生徒指導交流を通し、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクール相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図るよう努める。

(3) 教職員の研修の充実

- ・生徒指導主事や教育相談主任を中心に計画的に研修会を実施するとともに、研修資料の積極的な収集及び発信を行う。
- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・毎月のいじめ調査からいじめ事案があった際には、その事案を整理し、生きた教訓として研修資料の作成を行う。

(4) 保護者との連携

- ・いじめが確認された後には、いじめた側、いじめられた側ともに保護者への報告を行い、解決に向けての指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の生徒にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめられた生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめた生徒自身が自らの行為

を十分に反省する指導を大切にする。保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(5) 関係機関との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題の解決のために、警察、子ども相談センター、関市役所「子どもかてい課」（家庭児童相談室）、民生児童委員等とのネットワークを大切にし、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るよう努める。また、学校運営協議会に諮り、より適切な関係諸機関からの指導が受けられるようにする。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。
- ・中学校1年生を対象に、警察（富野駐在所巡査）による防犯教室を行う。（少年法による刑法罰の適用年齢になることの理解と、責任について理解する）

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。（法第22条）

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学 校 職 員：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭等
 学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、民生児童委員、人権擁護委員等

- ・但し、学校職員以外に関しては、事案の内容により、その必要に応じたメンバーで対策委員会を設置し、対応を図る。

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画(令和4年度)

月	事業予定	備考
4月	生徒の状況交流(毎週) 毎月のいじめ調査 心のアンケート いじめ未然防止校内研修 マイサポーターの登録 青少年健全育成手帳の配布	
5月	生徒の状況交流(毎週) 毎月のいじめ調査 心のアンケート ※第1回小中合同学校運営協議会(委員委嘱、学校説明)	1年 校外研修 3年 修学旅行
6月	生徒の状況交流(毎週) 毎月のいじめ調査 心のアンケート LGBT研修(生徒、保護者対象) 中濃特別支援学校との交流会	2年 篠島研修
7月	生徒の状況交流(毎週) 毎月のいじめ調査 心のアンケート	中体連各競技大会
8月	情報モラル校内研修 毎月のいじめ調査	
9月	生徒の状況交流(毎週) 毎月のいじめ調査 心のアンケート	とみフェス(体育祭)
10月	生徒の状況交流(毎週) 毎月のいじめ調査 心のアンケート 富野ふれあい文化祭	富野ふれあい文化祭
11月	生徒の状況交流(毎週) 毎月のいじめ調査 心のアンケート 第2回小中合同学校運営協議会	関市音楽会
12月	生徒の状況交流(毎週) 毎月のいじめ調査 心のアンケート ひびきあいの日、富野中人権宣言の確認	

1月	生徒の状況交流（毎週） 毎月のいじめ調査 心のアンケート	
2月	生徒の状況交流（毎週） 毎月のいじめ調査 心のアンケート 第3回小中合同学校運営協議会 （学校経営、いじめ基本方針説明） 伝統を引き継ぐ会 新1年生入学説明会	伝統を引き継ぐ会
3月	生徒の状況交流（毎週） 毎月のいじめ調査 心のアンケート	卒業式

6 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに事実確認を行うとともに教育委員会に報告する。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取り組みを行う。
- ・いじめの内容が明確にもかかわらず、加害者がわからないときは、学級や関係者等からの聞き取りを行うと同時に、加害者が名乗り出るように、職員だけではなく、学級の仲間からも名乗り出るよう働きかけるよう指導するほか、いじめや一人一人の行動を見直すために、アンケートを実施したり、作文を書かせたりして、事の重大さを十分に理解させる。
- ・事案によっては、警察、市教育委員会及び関係機関、美濃教育事務所などに相談し、適切な指導を仰いだのち、被害者やその保護者の思いを確認しながら、学校の対策委員会で指導の方向を決定する。ただし、他の生徒たちの精神面での負担にならないよう十分に配慮して進める。

【対応順序の概要】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の職員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の生徒のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた側の生徒への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の生徒及び保護者の謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子どもセンター等との連携）
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

[いじめの「解消定義」]

「いじめの解消」とは、いじめの行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）であるため、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。いじめに係る行為が止んでいるか判断する時点において、被害児童生徒がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

[主な対応]

- ・教育委員会への「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報等の取扱い

○個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要なことから、**5年間保存する**。

【終わりに】

本方針は、あくまでもいじめの未然防止を意図したものです。いじめが発生したときの対策を主なものにしたものではありません。とにかく、いじめはあってはならないという前提です。

生徒一人一人が自己有用感を感じ、一人一人が違った人間で、誰もが必要とされる生徒であることを理解し、誇れる学校づくりに努力してくれることを願っています。

保護者、地域の皆様には、子どもたちを地域の一員として温かく見守っていただきますようお願いいたします。